

第1 趣旨

農地防災ダム点検管理強化事業の実施については、農地防災ダム点検管理強化事業実施要綱（平成31年3月29日付け農整第1144号）によるほか、以下に定めるところによる。

第2 用語の定義

「農地防災ダム点検管理強化事業実施要綱」第4における「施設の日常的若しくは定期的な点検」とは「日常的に行われる施設の状態の確認を主とした点検（日常点検）、点検器具、計測機器等を使った定期的に行われる点検（定期点検）のほか、施設の異常時を含む緊急的な点検・調査をはじめ、施設の機能維持のためにおこなう緊急的な対応を含み、定義は次のとおりである。

（1）日常点検

日常点検とは、損傷の早期発見を図るために、施設の日常巡回を行う際に併せて実施する施設の日常点検をいう。

（2）定期点検

定期点検とは、施設の保全を定期的に行うものであり、主に目視及び簡易な点検機器・器具により行う点検をいう。

（3）保守点検

保守点検とは施設の性能を維持すること及びその安全性を確保することを目的として、動作の確認、校正（キャリブレーション）、清掃、消耗品の交換（但し材料費は補助対象外）等を行うことをいうものであり、使用時の不具合を予防することを目的とした点検をいう。

（4）異常時・緊急時点検

地震、台風、集中豪雨、豪雪などの災害が発生した場合、もしくはその恐れがある場合、及び施設に異常が発見されたときに、主に施設の安全性を確認するために行う点検をいう。保守点検の内容を含む。

（5）詳細調査

詳細調査とは、確認された損傷に対して実施する精密な調査をいう。損傷の原因を特定し、その規模や範囲から損傷の程度を把握して、併せて補修・補強の可否の検討を行う。

（6）追跡調査

追跡調査とは、定期点検等の結果を踏まえ進行状況を把握する必要がある損傷について、目視及び簡易な点検機械・器具により継続的に実施する調査をいう。

第3 点検事項

本事業の補助対象となる主な点検項目を下記のとおりとする。

- | | |
|--------|---|
| ダム本体 | 洪水吐出口下流の洗掘、堤体の劣化、摩耗、ひび割れ、漏水、沈下その他外見上の異常を監視、堤体内観測設備、使用計器、用具等は常に機能を発揮しえる毎月1回点検整備 など |
| 主流放流施設 | 昇降装置及び附属設備は、毎年1回定期点検を行い、年2回給油。各ゲートのバルブ、スピンドル、受台等の点検及び開度指示計の確認。非洪水期に落水し水密状態の確認 など |
| 放流警報設備 | 洪水警戒態勢又はダムからの放流が予想される場合に、その都度管理テスト制御を行い電源状態の確認。警報用立札は毎年2回設置場所を巡視し品数及び塗装又は破損状況を調べ対策 など |
| その他観測等 | 漏水量、間隙水圧、貯水位、降雨量、堆砂量等の計測 など |

第4 補助対象外経費

- (1) 修繕費、工事費
- (2) 事務費（人件費、旅費、庁費、工事雑費）
- (3) 団体運営費的経費など単に負担を県に転嫁する結果となる経費
- (4) 材料費及び消耗品費、備品や機器類の購入費用
- (5) その他農林事務所長が不適切と認める経費

第5 その他留意事項

本事業の対象経費について他の補助事業との併用は認めないこととする。